

法人名:住宅金融支援機構

公益法人への契約以外の支出について(「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づくもの)

支出先法人名称	名目・趣旨等	支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額又は最低限の金額 (単位:円)	支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管又は都道府県所管の区分
公益社団法人日本経済研究センター	経済情報・データ使用料	945,000	—	2012/4/6	—	公社	国所管
公益社団法人日本監査役協会	会費	100,000	一口100,000	2012/5/31	監事の職務に必要な最新の法律・会計・監査実務知識などを定期的に入手することにより、より高度で効果的な監事監査に資するため。	公社	国所管
	研修受講料	174,000	—	2012/4/27、5/25、6/8、7/13、11/16、12/14	—		
公益社団法人全国市街地再開発協会	図書購入費	131,760	—	2012/6/29	—	公社	国所管
財団法人マンション管理センター	広告掲載料	320,000	—	2012/6/29、8/31	—	特財	国所管
社団法人日本内部監査協会	研修受講料	265,650	—	2012/5/11、6/29、7/20、8/24、9/7、10/5	—	特社	国所管
社団法人日本不動産学会	会費	100,000	一口100,000	2012/8/17	実務報告会等を通じ、職員の専門能力及び当機構のプレゼンス向上に資するため。	特社	国所管

(注)

1 「公益法人」には、国の所管である特例民法法人、公益社団法人及び公益財団法人が含まれる。

2 「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

3 「会費一口当たりの金額又は最低限の金額」欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額又は最低限の額を記載する。

4 公益法人の区分については、「公益財団法人」は「公財」、「公益社団法人」は「公社」、「特例財団法人」は「特財」、「特例社団法人」は「特社」と記載する。